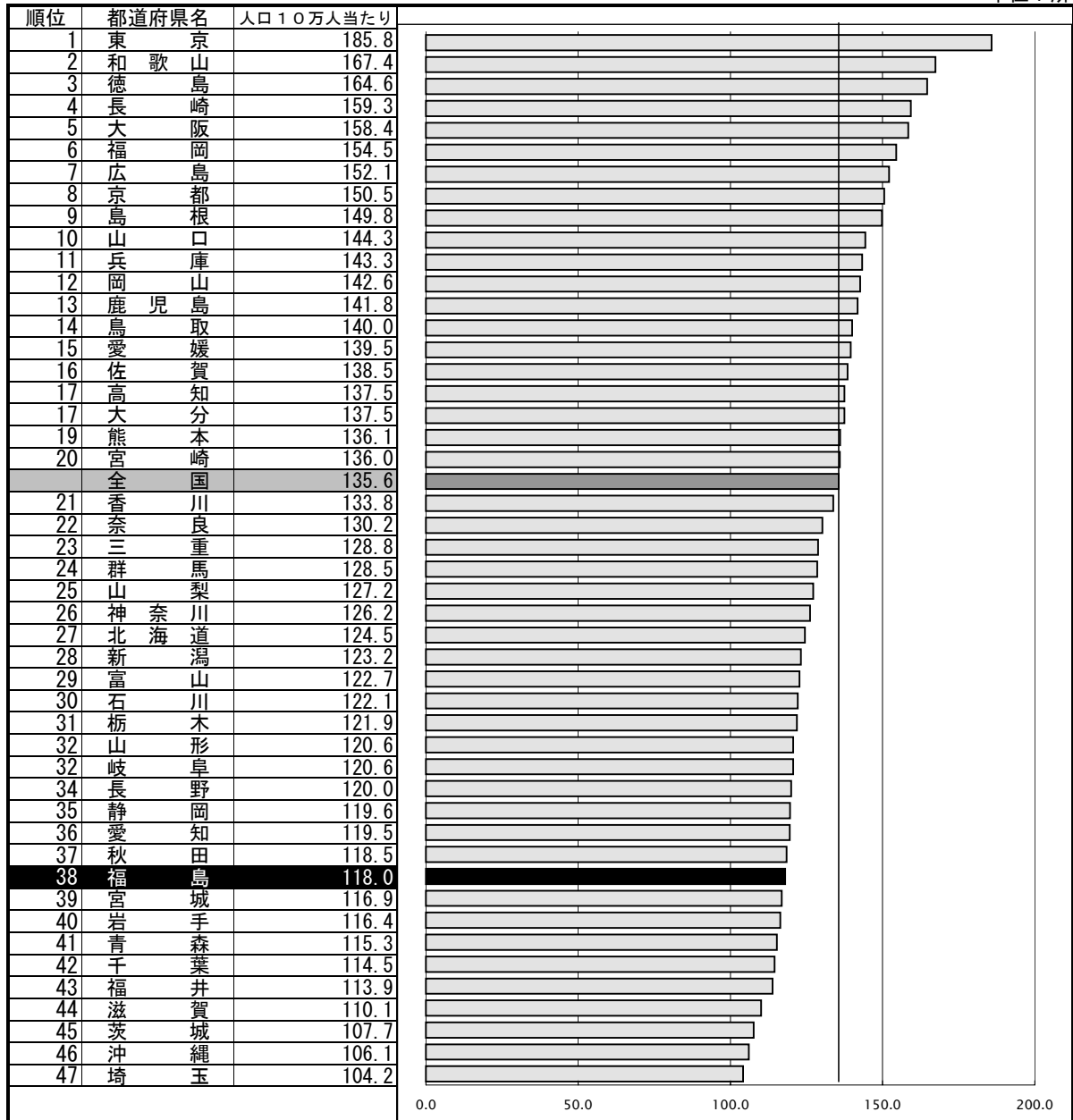


69 医療施設数

単位：所



●資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

●調査時点：平成17年10月1日

●調査周期：毎年

●算出方法：医療施設数/人口(平成17年10月1日現在人口)

●参考：医療施設数は病院、一般診療所、歯科診療所数の合計である。
 病院…医師や歯科医師が医業や歯科医業を行う場所で、患者20人以上の入院施設を有する。
 結核療養所を含む。
 一般診療所…医師や歯科医師が医業や歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）で、
 患者の入院施設を有しないもの又は19人以下のもの。
 歯科診療所…歯科医師が歯科医業を行う場所で入院施設を有しないもの又は19人以下のもの。